

○農林水産省告示第五百四十二号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第六十二条の規定に基づき、任意共済の共済金額の最高額を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法第六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 農業に従事する者の建物を共済目的とする任意共済（次号に掲げるものを除く。） 建物一棟につき四
千万円

二 農業に従事する者の建物を共済目的とし、風水害、雪害その他の自然災害（落雷を除く。）を共済事故
としない任意共済 建物一棟につき六千万円

三 農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済 農機具一台につき三千万円

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年農林水産省告示第六百七十五号)

この告示は、公布の日から施行する。